

平成23年度政策評価の実施状況等の国会報告（概要）

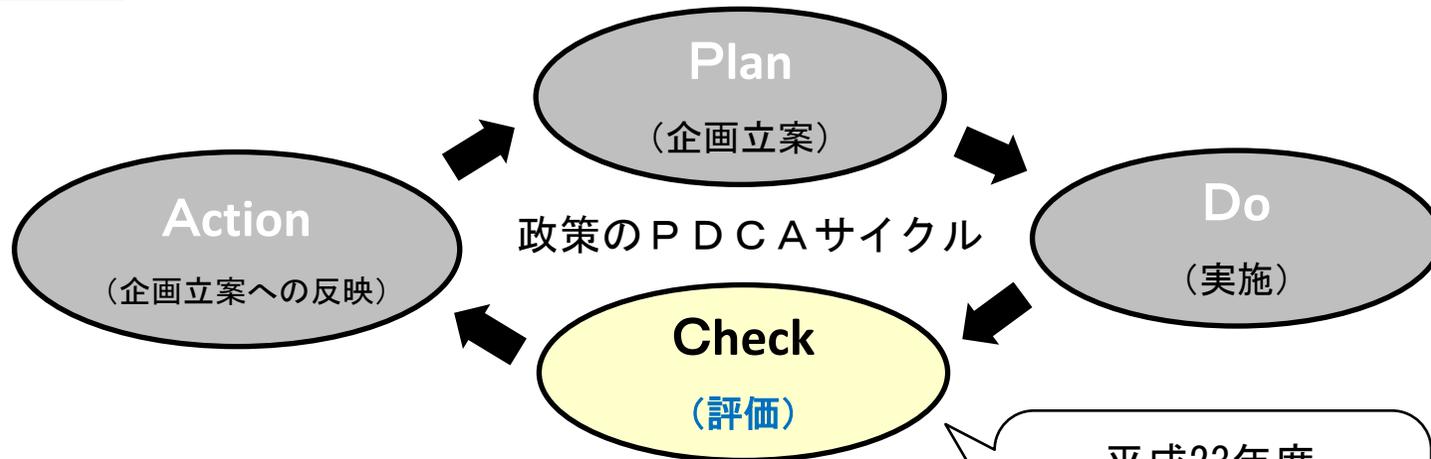
行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第19条において、政府は、毎年、政策評価等の実施状況及び評価結果の政策への反映状況に関する報告書を作成し、国会に提出することとされています。

国会

政府全体の政策評価の実施状況等の報告（今年で10回目）

各行政機関

* 所管する政策について自ら評価



平成23年度
政策評価実施件数
(2,748件)

総務省（行政評価局）

- 政策評価制度の改善・強化
- 複数行政機関にまたがる政策の評価
- 各行政機関が行った評価の点検

1 各行政機関における政策評価の実施状況、政策への反映状況

- ・平成23年度の政策評価実施件数は、2,748件（事前評価は808件、事後評価は1,940件）（昨年度：2,922件。なお、これまで最も多かった実施件数は、15年度の11,177件。）
- ・政策評価の結果は、評価対象政策の改善・見直しを実施する等、政策に反映。

（各行政機関における個別の政策評価事例については、事例集を作成）

報告28～36P

2 公共事業等における休止又は中止事業数、総事業費等

- ・3省で計17事業、約2,746億円（総事業費ベース）の事業を休止又は中止。（昨年度：計9事業の中止、約981億円）
- ・このうち17事業の休止又は中止による残事業費は、約2,268億円。

行政機関名	事業数	総事業費	残事業費
外務省	1事業	1.61億円	1.61億円
農林水産省	6事業	210.83億円	83.76億円
国土交通省	10事業	2,533.95億円	2,182.55億円
計	17事業	2,746.39億円	2,267.92億円

報告14P

3 目標管理型の政策評価の改善方策

(1) 目標管理型の政策評価（注）について、行政事業レビューと連携しつつ、メリハリのある分かりやすい政策評価を実現するため、平成24年度からの取組についての標準的な指針を策定（平成24年3月）。

(2) 具体的には、以下の取組を踏まえた政策評価を実施。

ア 事前分析表の導入

事前に施策目標を公表するとともにその達成手段（事務事業）との関係（政策体系）を整理。

イ 評価書の標準様式の導入等

各行政機関共通の標準的な様式により、統一性・一覧性を確保。また、評価に当たり、行政事業レビューの情報を活用するなど、行政事業レビューとの連携を確保。

(注) 「目標管理型の政策評価」とは、実績評価方式を用いた政策評価及びあらかじめ設定された目標の達成度合いについて評価する内容を含む、いわゆる「施策」レベルの政策の事後評価をいう。

4 評価専担組織としての総務省における政策の評価の実施状況等

(1) 統一性又は総合性を確保するための評価

評価の実施状況

- 平成24年1月「児童虐待の防止等に関する政策評価」について評価結果を取りまとめ、文部科学省及び厚生労働省に勧告するとともに公表。
- 平成24年4月「法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革に関する政策評価」について評価結果を取りまとめ、法務省及び文部科学省に勧告するとともに公表。

報告206～223 P

(2) 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

租税特別措置等に係る政策評価の点検

対象とした政策評価は、12行政機関の165件であり、平成23年11月8日に点検結果を税制調査会に報告。点検の結果、149件の評価について課題を指摘。

規制の事前評価の点検

対象とした政策評価は、10行政機関の111件であり、点検の結果、85件の評価について課題を指摘。

公共事業に係る政策評価の点検

対象とした政策評価は、3行政機関の10事業51件であり、点検の結果、11件の評価について個別に課題を指摘。また、4事業については、事業ごとに共通する課題も指摘。

報告224～228 P